

第 4 3 号議案

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特別区税条例等の一部を改正する条例

第 1 条 足立区特別区税条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第 1 9 条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 1 8 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

第 1 9 条第 1 項中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、同項第 6 号中「（第 2 号に掲げるものを除く。）」を削り、「寄附金（」の次に「法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。」を加え、同号を同項第 4 号とし、同項第 7 号を同項第 5 号とし、同項第 8 号を同項第 6 号とし、同項第 9 号中「寄附金（」の次に「法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。」を加え、同号を同項第 7 号とし、同項第 1 0 号

を同項第 8 号とし、同項第 11 号を同項第 9 号とし、同項第 12 号中「第 41 条の 18 の 3」を「第 41 条の 18 の 2 第 2 項」に改め、「認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する」を削り、「係る事業に関連する」を「関する」に改め、同号を同項第 10 号とし、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 1 項（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第 23 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 第 1 項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で、区内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第 24 条の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 24 条の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「第 203 条の 5 第 1 項」を「第 203 条の 6 第 1 項」に改め、「提出しなければならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同

項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第24条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第25条第1項中「によつて」を「により」に、「第23条第7項」を「第23条第8項」に、「場合においては」を「場合には」に改める。

付則第3条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

付則第3条の5の2第1項中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

付則第3条の6各号列記以外の部分中「同条第2項第2号若しくは第3号」を「法第314条の7第11項第2号若しくは第3号」に、「同項第2号及び第3号」を「同項」に、「当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第18条及び第18条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする」を「法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定に

より読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする」に改め、同条各号を削る。

付則第4条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

付則第4条の2の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「よつて」を「より」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

付則第4条の3中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

付則第4条の4を次のように改める。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第4条の4 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第4条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

付則第4条の4の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第4条の4の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性

能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第4条の6の規定により読み替えられた第38条の7第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

付則第4条の8に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第38条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用につい

ては、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

付則第5条第1項中「法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------------|---------|--------|
| 第1項第2号ア（イ） | 3,900円 | 1,000円 |
| 第1項第2号ア（ウ） | 6,900円 | 1,800円 |
| （ ） | 10,800円 | 2,700円 |
| 第1項第2号ア（ウ） | 3,800円 | 1,000円 |
| （ ） | 5,000円 | 1,300円 |

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃料機関の燃料として用いるものに限る。以下

この項及び次項において同じ。)に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------------|---------|--------|
| 第1項第2号ア(イ) | 3,900円 | 2,000円 |
| 第1項第2号ア(ウ) | 6,900円 | 3,500円 |
| () | 10,800円 | 5,400円 |
| 第1項第2号ア(ウ) | 3,800円 | 1,900円 |
| () | 5,000円 | 2,500円 |

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------------|---------|--------|
| 第1項第2号ア(イ) | 3,900円 | 3,000円 |
| 第1項第2号ア(ウ) | 6,900円 | 5,200円 |
| () | 10,800円 | 8,100円 |
| 第1項第2号ア(ウ) | 3,800円 | 2,900円 |
| () | 5,000円 | 3,800円 |

付則第 5 条第 5 項から第 7 項までを削る。

付則第 6 条を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第 6 条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 40 条第 2 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 43 条及び第 44 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

付則第 11 条第 1 項及び第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

付則第 15 条第 1 項中「平成 35 年度」を「令和 5 年度」に改める。

第 2 条 足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成 29 年足立

区条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、足立区特別区税条例第37条の次に1条を加える改正規定中「道路運送車両法」の次に「(昭和26年法律第185号)」を加え、同条例付則第4条の3の次に5条を加える改正規定中「)の規定の適用については」の次に「、当分の間」を加え、同条例付則第5条の改正規定中「付則第5条第1項中「初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「付則第5条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分」を「法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

付則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

付則第4条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

第3条 足立区特別区税条例の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項から第4項までを次のように改める。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の

種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---------------|---------|--------|
| 第1項第2号ア(イ) | 3,900円 | 1,000円 |
| 第1項第2号ア(ウ)() | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| 第1項第2号ア(ウ)() | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---------------|---------|--------|
| 第1項第2号ア(イ) | 3,900円 | 2,000円 |
| 第1項第2号ア(ウ)() | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| 第1項第2号ア(ウ)() | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限

り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---------------|---------|--------|
| 第1項第2号ア(イ) | 3,900円 | 3,000円 |
| 第1項第2号ア(ウ)() | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| 第1項第2号ア(ウ)() | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

第4条 足立区特別区税条例の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第6条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

第5条 足立区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成27年足立区条例第87号)の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表中「平成31年10月31

日」を「令和元年10月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第6条 足立区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年足立区例第36号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第4号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第5号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第6号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第7号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第8号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

付則第2条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付則第6条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

付則第8条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中足立区特別区税条例付則第4条の4の改正規定、同

条の次に 1 条を加える改正規定、付則第 4 条の 8 に 1 項を加える改正規定、付則第 6 条の改正規定、第 3 条及び付則第 6 条の規定 令和元年 10 月 1 日

(2) 第 1 条中足立区特別区税条例第 23 条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に 1 項を加える改正規定、第 24 条の 2 の改正規定、第 24 条の 3 の改正規定及び第 25 条の改正規定並びに付則第 3 条の規定 令和 2 年 1 月 1 日

(3) 第 1 条中足立区特別区税条例第 10 条の改正規定及び付則第 4 条の規定 令和 3 年 1 月 1 日

(4) 第 4 条及び付則第 7 条の規定 令和 3 年 4 月 1 日

(区税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の足立区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 19 条並びに付則第 3 条の 6 及び第 4 条の 3 の規定は、令和 2 年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成 31 年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 19 条第 1 項及び付則第 4 条の 3 の規定の適用については、令和 2 年度分の個人の区民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------------|---------------|--|
| 第 19 条第 1 項 | 特例控除対象 寄附金 | 特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（令和元年 6 月 1 日前に支出したものに限り。） |
| 付則第 4 条の 3 | 特例控除対象 寄附金 | 特例控除対象寄附金又は法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄 |

| | | |
|--|----|---|
| | | 附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。） |
| | 送付 | 送付又は足立区特別区税条例の一部を改正する条例（令和元年足立区条例第 号）付則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の足立区特別区税条例付則第4条の2第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付 |

4 新条例付則第4条の2第1項から第3項までの規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第23条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第24条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき足立区特別区税条例第23条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第24条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第24条の3第1項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例第10条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和2年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第6条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第7条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の足立区特別区税

条例の規定は、令和3年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。